

[事案 27-253] 手術給付金等支払請求

・平成 28 年 7 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人から「部位不担保」の特別条件が付いていることを説明されずに契約したことを理由に、不担保となっている部位の手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月に契約した医療保険について、平成 27 年 5 月に「右ギオン管症候群」により入院し、「神経剥離術」手術を受けたため、手術給付金等を請求したところ、当該手術の部位は本件契約で不担保となっている右上肢であることを理由に支払いを拒絶された。

しかしながら、平成 26 年 6 月作成の告知書で、同年 4 月に「右豆状骨三角骨関節変形性関節症」の手術を受けたことを記入した結果、募集人からは部位不担保の特別条件が付いていることを説明されておらず、もし不担保の条件が付いていることを知っていれば、不担保の付いていない他社の契約を解約してまで本件契約を契約しなかったため、支払拒絶は不当であり、不担保となっている右上肢の手術給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 部位不担保については申立人の自署捺印がある承諾書が作成されており、申立人は部位不担保について理解した上で申立契約を申し込んでいる。
- (2) 保険証券にも部位不担保が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

なお、募集人は既に死亡しており、募集人に対する事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、承諾書など提出された書面などから部位不担保のない契約が成立したとは認められないため、申立人の主張は認められない。しかしながら、当該部位が担保されるか否かは契約に際し考慮する事項の一つであり、募集人が契約時に部位不担保について十分な説明をしないまま一連の書類作成を行い、その方法も不適切であったことが推認されることから、募集方法に問題がなかったとはいえないと考えられる。これを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。